

議案第 42 号

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 5 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

桐生市福祉医療費助成条例(平成19年桐生市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、父子家庭の父と子及び父母のない子の健康管理の向上に寄与するため、これらの者」を「及び父子家庭の父と子」に、「を福祉医療費として支給し、」を「(以下「福祉医療費」という。)を支給することにより、これらの者の健康管理の向上に寄与し、もって」に改める。

第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 この条例において「現物給付医療機関等」とは、群馬県の区域以外の区域に所在する医療機関等であつて市長のあらかじめ認めるもの及び群馬県の区域に所在する医療機関等をいう。

第3条第1項第2号中「昭和50年政令第207号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同項第6号中「もの」を「者」に改め、同条第2項第3号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「令」という。)」を「令」に改め、同項第4号中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加え、同号ただし書中「もの」を「者」に改める。

第4条の見出し中「支給対象額」を「福祉医療費の支給対象額」に改め、同条第1項中「支給対象」を「福祉医療費として支給対象」に、「受給者」を「受給資格者」に改め、同条第2項第3号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条第3項中「受給者」を「受給資格者」に改める。

第5条の見出し中「認定の申請等」を「受給資格の認定等」に改め、同条第1項中「資格」を「受給資格」に改め、同条第2項中「福祉医療費受給者証」を「福祉医療受給資格者証」に、「受給者証」を「受給資格者証」に改め、同条に次の1項を加える。

3 受給資格認定の有効期間は、規則で定める。

第6条の見出し中「有効期間」を「受給資格認定」に改め、同条第1項中「受給者証」を「受給資格者証」に、「資格」を「受給資格」に改め、同条第3項及び第4項中「受給者証」を「受給資格者証」に改める。

第7条の見出し中「受給者証」を「受給資格者証」に改め、同条第1項中「受給者」を「受給資格者」に、「医療機関等」を「現物給付医療機関等」に、「受給者証」を「受給資格者証」に改め、同条第2項中「受給者」を「受給資格者」に改める。

第8条の見出し中「支給」を「福祉医療費の支給」に改め、同条第1項中「受給者」を「受給資格者」に、「医療機関等」を「現物給付医療機関等」に改め、同条第2項中「医療機関等」を「現物給付医療機関等」に改め、同条第3項中「医療機関等」を「現物給付医療機関等」に、「受給者」を「受給資格者」に改め、同条第4項中「受給者」を「受給資格者」に改める。

第9条の見出し中「支給」を「福祉医療費の支給」に改め、同条第1項中「も」を「あって」に、「受給者」を「受給資格者」に改め、同項第1号中「受給者」を「受給資格者」に、「県外の医療機関等」を「群馬県の区域以外の区域に所在する医療機関等(第2条第6項に規定する市長のあらかじめ認める医療機関等を除く。)」に改め、同項第2号中「受給者の」を「前号に掲げるもののほか、受給資格者が」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「受給資格者又は保護者等は、前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第4条の規定は、前項の規定による支給について準用する。この場合において、同条第1項中「支払うべき」とあるのは、「支払った」と読み替えるものとする。

第10条の見出し中「届出」を「届出の義務」に改め、同条第1項中「受給者」を「受給資格者」に改め、同条第2項中「受給者証」を「受給資格者証」に改める。

第11条の見出し中「受給者証」を「受給資格者証」に改め、同条第1項中「受給者」を「受給資格者」に、「受給者証」を「受給資格者証」に改め、同条第2項中「受給者証」を「受給資格者証」に改める。

第12条の見出し及び同条中「受給者証」を「受給資格者証」に改める。

第14条第2項及び第15条中「受給者」を「受給資格者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の桐生市福祉医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)第8条の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前の診療等に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の桐生市福祉医療費助成条例第5条第2項の規定により交付されている福祉医療費受給者証は、改正後の条例第5条第2項の規定により交付された福祉医療費受給資格者証とみなす。

(準備行為)

4 改正後の条例第2条第6項の規定による市長のあらかじめ認めるものに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議 案 説 明

議案第 42 号 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

群馬県外の医療機関等における福祉医療費に係る支給について、現物給付を行うことができるよう、所要の改正を行おうとするものです。